

大切な人を守るために——

無料

新型コロナウイルス ワクチン接種がまもなくはじまります

ワクチン接種に関する重要なお願い

現在、町に配分されるワクチン本数が大変限定されています。

1本も無駄にすることなく、速やかに希望する町民の皆様へ接種していただくため、ワクチン接種を受けない方や施設入所中、入院中、単身赴任中等で保健福祉センターでの集団接種を受けない方は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室までご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種は国民の努力義務とされていますが、強制するものではありません。
ワクチン接種のメリットとデメリットを考え、接種するかどうかをご自身で判断してください。

【メリット】

今回新たに承認された新型コロナワクチンの2回接種によって、**95%の有効性**で発熱やせきなどの症状が出ること(発症)を防ぐ効果が認められています。

【デメリット】

どんなワクチンでも、副反応が起きる可能性があります。

ワクチン2回接種後の国内治験の状況

・接種部位の痛み	約80%
・37.5度以上の発熱	約33%
・疲労、倦怠感	約60%

●問合先 松島町新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎355-0667
(受付時間 平日 午前8時30分～午後5時)

※ワクチン接種に関する内容は令和3年2月19日時点の情報です。今後見直される場合があります。



広報まつしま別冊

新型コロナウイルス感染症対策に関する各種支援事業

(第6版)

松島町内の 町民と事業者の みなさまへ

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援を紹介します

新型コロナウイルスの影響で生活に不安を抱えている皆さまへ、国や県、町などでは様々な支援を実施しています。申請方法などの詳細は各支援事業担当窓口へお問い合わせください。

また、支援内容の詳細や最新の情報は町のホームページにも随時掲載していますのでご確認ください。

※本チラシの支援事業内容は令和3年3月24日現在のものです。



新型コロナウイルスに関する各種支援事業(松島町ホームページ)



松島町 コロナ 支援



<https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/index.cfm/6,30760,117,492.html>

●支援一覧(町民向け)

事業名の ㊦ マークは地方創生臨時交付金活用事業です。

㊧ マークの横にある日付は申請期限です。

	事業名	支援内容	概要	申請書類	問合せ先
給付金・支援金等	㊦ 1 松島町新生児給付金	対象者1人あたり 10万円	コロナ禍における子育て世帯に対する町独自の施策として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに出生または出生予定の子どもに対し、1人当たり10万円を給付します。 申請手続き等、詳細については町ホームページを確認いただくか、右記までお問い合わせください。 ㊧令和4年3月31日 ㊦	申請書兼請求書、身分証明書、振込希望口座の通帳の写し、母子手帳の写し	町民福祉課 こども支援班 ☎354-5798
	2 国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金	収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times \text{日数}$ 1日につき 6,000円 ×日数	給与等の支払を受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、その療養のため労務に服することができないときに給与等の全部又は一部を受けられなかった方が受給することができます。 個人事業主で令和元年度分および令和2年度分の申告をしている方が上記と同様の感染症に感染した、またはその疑いがある方が受給することができます。	申請書、休業の証明等、世帯主の振込希望口座の通帳の写しなど	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705
	3 後期高齢者医療傷病手当金	1日あたりの支給額 (算定した給与等×2/3) ×支給対象となる日数	給与等の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、その療養のため労務に服することができないときに給与等の全部又は一部を受けられなかった方が受給することができます。	申請書等、保険証の写し、本人の振込先通帳の写しなど	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎266-1021
貸付	4 緊急小口貸付	原則 10万円以内 (特に認められる場合は20万円以内)	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により収入の減少があり、生活に困窮し日常生活の維持が困難な世帯の方が貸し付けを受けることができます。	担当窓口までお問い合わせください	松島町社会福祉協議会 ☎353-4224
減免	5 後期高齢者医療保険料		以下①か②に該当する方は後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。 ①新型コロナウイルス感染症により、その方の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その方の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる方(その他にも細かい条件がありますので詳細はお問い合わせください。) ㊧令和3年6月30日 ㊦(令和2年度分) ※保険料の減免を申請する方で、徴収猶予も申請する場合は併せて申請してください。	申請書等、①の場合は診断書の写し、②の場合は収入の減少がわかる書類、事業の廃止・失業の場合は事実の確認が可能な書類など	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎266-1021
	6 国民年金保険料の免除申請		以下①と②のいずれにも該当する方は令和2年2月分から令和2年6月分(令和元年度分)及び令和2年7月から令和3年6月分(令和2年度分)の国民年金保険料が減免される場合があります。 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方 ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除承認の基準額相当になることが見込まれる方(その他にも細かい条件がありますので詳細はお問い合わせください。)	国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

●支援一覧(町民向け)

事業名の ㊦ マークは地方創生臨時交付金活用事業です。

㊧ マークの横にある日付は申請期限です。

	事業名	支援内容	概要	申請書類	問合せ先
猶予	7 国民年金保険料の特例申請		以下①と②のいずれにも該当する学生は令和2年2月分から令和2年3月分(令和元年度分)、令和2年4月分から令和3年3月分(令和2年度分)及び令和3年4月分から令和4年3月分(令和3年度分)の国民年金保険料が猶予される場合があります。 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方 ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、学生納付特例承認の基準額相当になることが見込まれる方(その他にも細かい条件がありますので詳細はお問い合わせください。)	国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー	町民福祉課 町民サービス班 ☎354-5705 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

●支援一覧(事業者向け)

事業名の ㊦ マークは地方創生臨時交付金活用事業です。

㊧ マークの横にある日付は申請期限です。

	事業名	支援内容	概要	申請書類	問合せ先
給付金・支援金等	㊦ 8 新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援事業	1法人あたり 10万円 ? 300万円	医療機関、介護サービス事業、障害者(児)福祉事業等の法人または事業者に対し、事業規模・内容等に応じて支援金を交付いたします。 なお、申請手続き等、詳細については対象となる法人または事業者によりお知らせします。 (令和3年4月中旬頃から申請受付予定です。)	交付申請所兼請求書、振込先がわかる通帳の写し、など	健康長寿課高齢者支援班 ☎355-0666 (医療機関・介護サービス事業者用窓口) 町民福祉課福祉班 ☎354-5706 (障がい者(児)福祉事業者用窓口)
	㊦ 9 デジタルワーキングスペース構築事業	1施設あたり 最大50万円	ホテルなどの宿泊施設内でワーケーション導入に向けた施設等の環境整備を実施する事業者を対象に、ワーキングスペースの確保や新たに Wi-Fi 環境を構築する経費を補助します。 (令和3年6月頃から申請受付予定です。)	申請手続き等、詳細は決まり次第広報まつしま等でお知らせします。	企画調整課 ☎354-5702
	㊦ 10 松島町事業継続応援給付金	1事業者あたり 法人… 20万円 または 40万円 個人… 5万円	申請書類を役場産業観光課産業振興班へ提出し、交付要件を満たせば受給することができます。 【交付対象者】以下(1)~(4)に該当する事業者 (1)建設業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、その他サービス業(他に分類されないもの)のいずれかに該当する。 (2)令和3年1月1日以前から事業を営み、今後も事業を継続する意思がある。 (3)町内の事業者で令和3年1月から3月のいずれかの1か月の売上が、前年同月比で 20%以上減少 した事業者。 ※令和2年に創業した事業者は金融機関等に提出している事業計画書等に記載した売上月額と比較した場合。 (4)代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員でないこと。 ㊧令和3年5月31日 ㊦	交付申請書兼請求書、振込先がわかる通帳の写し、など ※詳細は町ホームページ、または役場及び利府松島商工会松島事務所に設置してあるチラシを確認いただくか、右記までお問い合わせください。	産業観光課 産業振興班 ☎354-5707
	11 新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証等)	民間金融機関を活用した 資金繰りなど	新型コロナウイルス感染症により、売上高が減少した中小の事業者は以下の保証を受けることができます。 ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号 ③危機関連保証	申請書、売上高等の減少を証明する書類 ※原則として、金融機関による代理申請をお願いしています。	産業観光課 産業振興班 ☎354-5707